

広島県食品営業許可届出管理システム開発業務公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

広島県立保健所管内の食品許可及び届出施設情報を、改正食品衛生法に対応したシステムを用いて管理し、許可及び監視等業務を的確に行うことを目的として、広島県食品営業許可届出管理システム開発業務を実施する。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(4) 予算額

金 19,324,800 円

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限 【様式1】

令和7年7月11日（金）午後5時

(2) 仕様書に対する質問書提出期限 【様式2】

ア 提出期限

令和7年7月22日（火）正午

イ 提出方法

電子メールにより提出すること。

送付先メールアドレス：fuseikatsu@pref.hiroshima.lg.jp

件名を「広島県食品営業許可届出管理システム開発業務についての質問」とすること。

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和7年7月23日（水）までに、公募型プロポーザル参加者全員に電子メールにより回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わると判断したものについては、質問者のみに回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

ア 提案書提出場所

広島県健康福祉局食品生活衛生課

イ 提案書提出期限

令和7年7月25日（金）午後5時

ウ 提出書類

「広島県食品営業許可届出管理システム開発業務提案書作成要領」による書類

エ 提案書の取り下げ

提案書を取り下げる場合は、取り下げ願い書を提出すること。【様式3】

- (5) 提案書に関するプレゼンテーション実施場所等
実施場所 広島市中区基町 10 番 52 号 広島県庁本館 R 階 R1 会議室
実施日時 令和 7 年 7 月 29 日 (火)
出席者 公募型プロポーザル参加資格を有している事業者
- (6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について
ア 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。
(ア) 会社概要説明書【様式 4】
(イ) IS09001（品質管理システム）登録証の写し
(ウ) プライバシーマーク登録証の写し
(エ) 電子データの保存等に関する申出書【様式 5】
イ 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
ウ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
エ 申請書等の提出は、持参又は郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）
- (7) 仕様書について
ア 仕様書に対する質問がある場合は、上記「2 (2) 仕様書に対する質問書提出期限」までに、書面により提出すること。
イ 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者の行った質問にのみ回答する。
- (8) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について
ア 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
イ 上記の通知を受けた者は、広島県健康福祉局食品生活衛生課に対してその理由説明を求めることができる。
ウ この説明を求める場合は、令和 7 年 8 月 4 日（月）までに、その旨を記載した書類を提出すること。
エ 上記に対する回答は、令和 7 年 8 月 5 日（火）までに、書面により行う。
- (9) 支払条件
業務完了後の一括払いとする。
- (10) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (11) 参加者の負担について
公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

- (12) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。
- (13) 提出された提案書について
- ア 提出された提案書は、返却しない。
 - イ 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領
物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
- (2) 契約事項に関する規則
広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。
- (3) 契約保証金
公告に定めるとおり
- (4) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約
適用なし

4 添付書類

- (1) 公告の写し
- (2) 契約書（案）
- (3) 仕様書
- (4) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式 1】
- (5) 仕様書に対する質問書【様式 2】
- (6) 取り下げ願い書【様式 3】
- (7) 会社概要説明書【様式 4】
- (8) 電子データの保存等に関する申出書【様式 5】
- (9) 提案書作成要領
- (10) 提案書評価基準

【問い合わせ先】

広島県健康福祉局食品生活衛生課 担当：賀岡

電話：082-513-3106（ダイヤルイン）

E-mail：fuseikatsu@pref.hiroshima.lg.jp